第五十五条第二号中「調査調整課、基盤政策課」を「基盤政策課、産業連携・地域支援課」に改め、同条中第八号を第十二号とし、第七号を第十一号とし、第六号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会の庶務に関すること。

第五十五条中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　科学技術の振興に関する年次報告に関すること。

第五十五条第二号の次に次の二号を加える。

三　科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（研究振興局及び研究開発局並びに基盤政策課及び国際交流官の所掌に属するものを除く。）。

四　科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること（研究振興局及び研究開発局並びに基盤政策課及び国際交流官の所掌に属するものを除く。）。

第五十六条を削る。

第五十七条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同条を第五十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（産業連携・地域支援課の所掌事務）

第五十七条　産業連携・地域支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　科学技術に関する研究開発の成果の普及及び成果の活用の促進に関すること。

二　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の施行に関すること。

三　発明及び実用新案の実施化の推進に関すること。

四　地域の振興に資する見地からする科学技術の振興であって文部科学省の所掌事務に係るものに関すること。

第五十九条第二号を次のように改める。

二　科学技術及び学術に関する内外の動向の調査及び分析に関すること。

第五十九条中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　科学技術及び学術に関する統計の作成に関すること。

第五十九条に次の一号を加える。

五　科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会の庶務に関すること。

第六十一条中「研究環境・産業連携課」を「基礎研究振興課」に、「基礎基盤研究課」を「基盤研究課」に改める。

第六十二条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発であって公募によるものの実施の調整に関すること。

第六十三条の見出し中「研究環境・産業連携課」を「基礎研究振興課」に改め、同条中「研究環境・産業連携課」を「基礎研究振興課」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　科学技術に関する基礎研究に関すること。

第六十三条第三号中「前二号」を「前号」に改め、「科学技術・学術政策局」の下に「並びに情報課及び基盤研究課」を加え、同条中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号を第六号とし、同条に次の三号を加える。

七　独立行政法人理化学研究所の行う科学技術に関する試験及び研究（基盤的研究開発を除く。）に関すること。

八　大学共同利用機関法人自然科学研究機構が設置する分子科学に係る大学共同利用機関における教育及び研究に関すること。

九　独立行政法人理化学研究所の組織及び運営一般に関すること。

第六十七条の見出し中「基礎基盤研究課」を「基盤研究課」に改め、同条中「基礎基盤研究課」を「基盤研究課」に改め、同条第五号を次のように改める。

五　研究開発に必要な施設及び設備（関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められるものに限る。）の整備（共用に供することを含む。）その他の科学技術に関する研究開発の基盤の整備に関すること（科学技術・学術政策局及び情報課の所掌に属するものを除く。）。

第六十七条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、同条第十二号中「大学共同利用機関法人自然科学研究機構が設置する分子科学に係る大学共同利用機関及び」を削り、同号を同条第十号とし、同条第十三号中「、独立行政法人放射線医学総合研究所及び独立行政法人理化学研究所」を「及び独立行政法人放射線医学総合研究所」に改め、同号を同条第十一号とする。

第七十八条中「企画・体育課」を「スポーツ・青少年企画課」に、「生涯スポーツ課」を「スポーツ振興課」に改める。

第七十九条の見出し中「企画・体育課」を「スポーツ・青少年企画課」に改め、同条中「企画・体育課」を「スポーツ・青少年企画課」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「生涯スポーツ課」を「スポーツ振興課及び参事官」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を削り、第十号を第七号とし、第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第八号とし、第十四号から第十六号までを五号ずつ繰り上げる。

第八十条の見出し中「生涯スポーツ課」を「スポーツ振興課」に、「競技スポーツ課」を「第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事務にあっては、競技スポーツ課及び参事官」に改め、同条第一号中「（学校における体育に係るものを除く。）」を削り、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　体力の保持及び増進の推進に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。

第八十四条中「事務」の下に「（第一号、第二号、第四号、第五号、第八号及び第九号に掲げる事務にあっては、競技スポーツ課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第二号中「体力」を「青少年の体力」に改め、同号を同条第七号とし、同条第一号を同条第六号とし、同号の前に次の五号を加える。

一　青少年スポーツ（学校における体育を含む。以下この条において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二　青少年スポーツのための補助に関すること。

三　学校における体育の基準（初等中等教育の教材に係るものを除く。）の設定に関すること。

四　国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業（青少年スポーツに係るものに限る。）に関すること。

五　青少年スポーツの振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

第八十四条に次の二号を加える。

八　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、青少年スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

九　教育関係職員、スポーツの指導者その他の関係者に対し、青少年スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（中央教育審議会令及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課」に改める。

一　中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）第十条ただし書

二　独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）第一条第三項